

第3次静岡市地球温暖化対策実行計画 (素案概要)

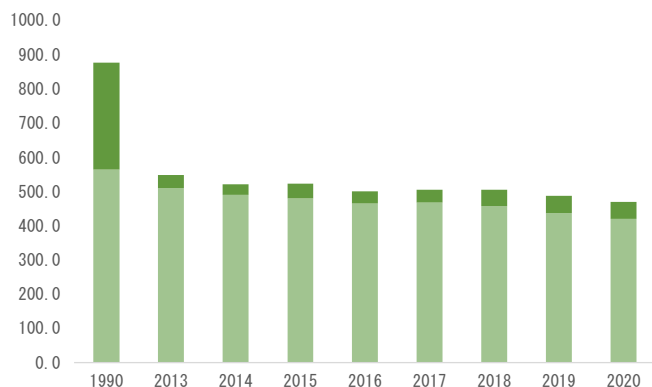


地球温暖化対策実行計画について

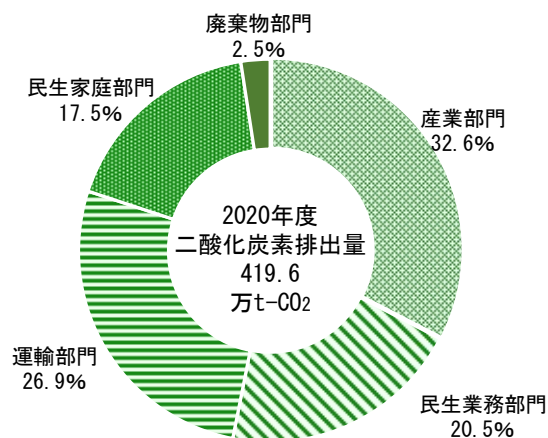
- ・静岡市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策を総合的に推進するために策定するものです。
- ・市内の温室効果ガスの排出量削減の目標を定め、目標の達成に向けて市民・事業者・市が連携・協働しながら積極的な取組を推進することを目的としています。
- ・現在は、2016年度から2022年度までを計画期間とする第2次計画を推進しています。

静岡市の環境の現状と課題

- ・静岡市の温室効果ガスの排出量は緩やかに減少しています。しかし、国では2030年度までに対2013年度比で46%削減という目標を掲げており、本市も削減に向けた取組をより一層強化していく必要があります。
- ・本市における二酸化炭素の部門別排出量は、各分野で一定割合排出されているため、市民活動・事業活動のそれぞれで削減に向けた取組を進める必要があります。



本市域からの二酸化炭素排出量の推移



2020年度二酸化炭素の部門別排出割合

第3次静岡市地球温暖化対策実行計画（2023～2030年度）の概要

目指す姿（2050） 人々が将来にわたり豊かな営みを続けられるまち・静岡

【実現に向けた視点と取組】

脱炭素社会に向けた意識の向上と行動変容（市民・事業者・行政）

- 脱炭素ライフスタイルへの転換
- 意識向上に向けた普及啓発
- 排出量の見える化の促進

基本方針（2030） 経済と環境が両立した地域脱炭素の基盤整備を進めます

【区域施策編】

市域全体から排出される温室効果ガスの削減目標と達成に向けた取組について規定します。

【市域全体の排出量と削減目標】

（単位：万t-CO₂、％）

区分		2013年度		2020年度		2030年度			
		排出量		排出量		排出量		基準年比	
二酸化炭素	産業	150.6	510.4	136.7	419.6	106.7	262.6	▲29%	
	業務	126.9		86.2		39.7		▲69%	
	家庭	85.6		73.5		29.2		▲66%	
	運輸	137.9		112.9		84.3		▲39%	
	廃棄物	9.4		10.3		2.7		▲71%	
メタン・N ₂ O		6.6		4.2		3.9		▲42%	
代替フロン等		31.4		45.9		18.5		▲41%	
吸収源対策		—		—		-13.6		—	
合 計		548		470		271		▲51%	

【基本目標】

基本目標1：省エネルギーの推進

- 省エネ性能設備機器の導入
- 建物の省エネルギー化
- 輸送・移動手段の省エネルギー化
- 脱炭素ライフスタイル・ビジネスへの転換

基本目標2：再生可能エネルギーの拡大

- 各部門における再生可能エネルギーの導入拡大
- 地域裨益型再生可能エネルギーの導入拡大

基本目標3：エネルギーの高度利用化

- 脱炭素なまちづくりの推進
- EMSを活用したエネルギー管理
- 次世代自動車の普及拡大

基本目標4：気候変動への適応

- 間伐や緑化などの吸収源対策の強化

温室効果ガス排出量の削減率
（2013年度比）

51%削減

（2019年度：10.1%削減）

【再生可能エネルギーの導入目標】

項目	2013年度 導入量	2021年度 導入容量	2030年 導入目標
設備容量	2.3万kW	21.7万kW	123万kW
発電容量	108GWh	285GWh	1,927GWh

第3次静岡市地球温暖化対策実行計画（2023～2030年度）の概要

【リーディングプロジェクト】（重点的に取り組む事項）

1 脱炭素先行地域の整備促進



- ・脱炭素先行地域の整備促進
- ・地域マイクログリッドを形成
- ・PPAによる太陽光発電の余剰電力地産地消モデルの確立

2 グリーン水素の利活用促進



- ・「静岡型水素タウン」の実現
- ・水電解による水素製造を推進
- ・FCVやFCバスの導入促進

3 公共交通機関の利便性向上と利用促進

- ・公共交通機関の利用促進
- ・MaaSの社会実装に向けた取組推進
- ・再エネ由来の電力等を利用したEV、FCV等の活用



4 グリーン産業の創出促進

- ・脱炭素化に資する新たなビジネスモデルを構築する企業を支援
- ・新たなビジネスモデルの水平展開



5 温室効果ガスの吸収源対策

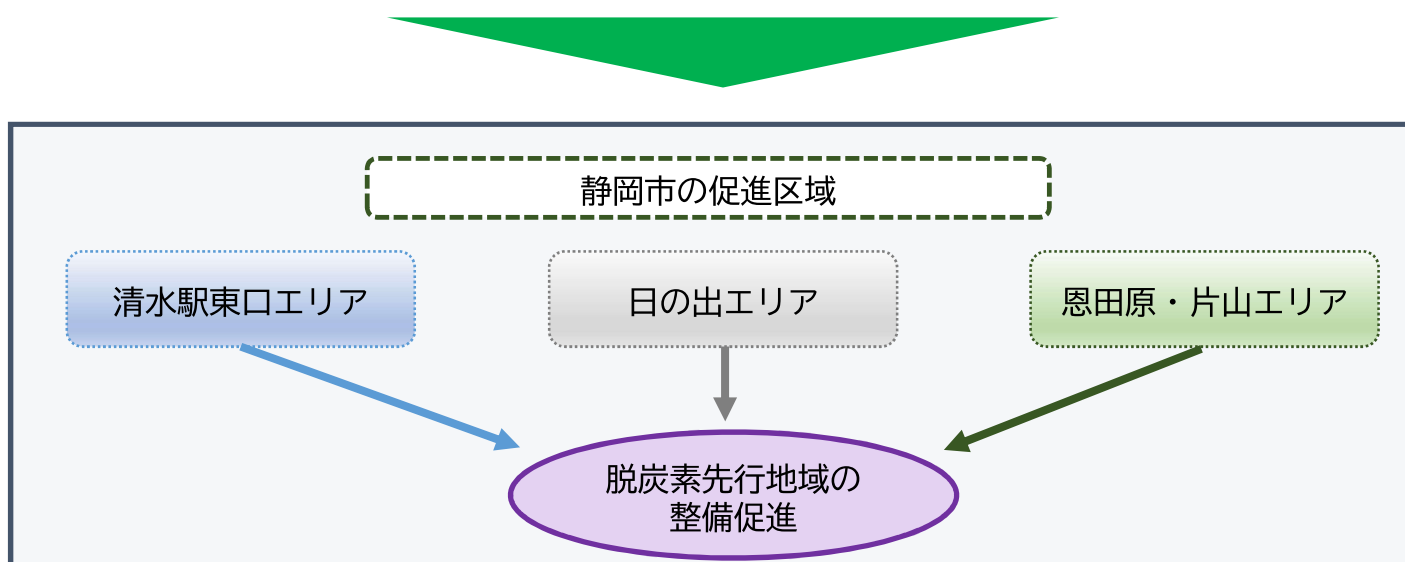


- ・適切な間伐実施や循環利用の確立等による森林吸収源対策推進
- ・港湾地域におけるブルーカーボンの吸収源対策等の推進

【地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項】

促進区域とは

- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画において、地域脱炭素化側隠事業に関する取組として促進区域の設定が努力義務となりました。
- 地方自治体が再生可能エネルギー設備設置に適したエリアを選定し、設備設置をより効率的に進めていきます。

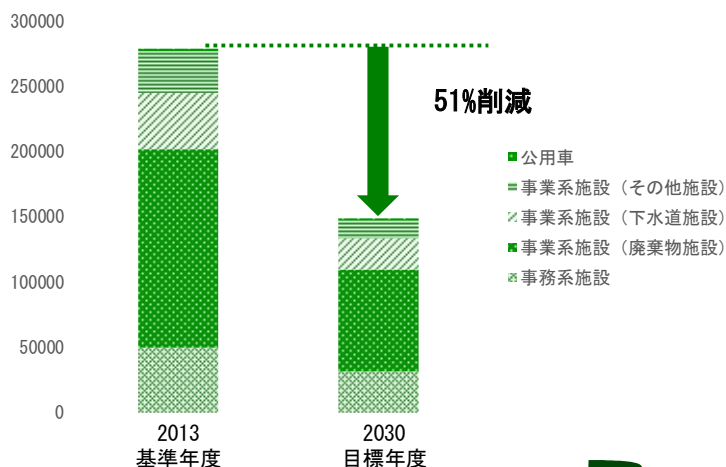


第3次静岡市地球温暖化対策実行計画（2023～2030年度）の概要

【事務事業編】

市役所が実施する事業から排出される温室効果ガスの削減目標と達成に向けた取組について規定します。

【市域全体の排出量と削減目標】



取組方針1 省エネルギーの推進

▲ 4,450 t-CO₂

- LED照明への転換（ESCO・リースの活用等）
- 省エネ性能の高い設備・機器の導入
- クールビズ・ウォームビズ等の実施

取組方針2 再生可能エネルギーの拡大

▲ 10,600 t-CO₂

- 公有地・施設への再エネ設備の導入
- 廃棄物発電の拡大
- 公共施設で使用する電力の再エネ化検討

取組方針3 施設の特性を活かした取組の推進

▲ 61,485 t-CO₂

- ゴミの削減、プラ分別回収・リサイクル、バイオプラ導入
- 温室効果ガスの排出抑制効果がある汚泥処理施設の継続運転
- 公用車の次世代自動車への転換
- 公共建築物のZEB化に向けた検討

温室効果ガス排出量の削減率
（2013年度比）

51%削減
（2020年度：11.1%削減）

【適応策編】

地球温暖化について、既に起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対する取組について規定します。

取組方針1：地球温暖化によって激甚化する災害への対応

- 自然災害・沿岸域分野
- 産業・経済活動分野
- 市民生活分野

取組方針2：生物多様性の保全

- 自然生態系分野
- 水環境・水循環分野

取組方針3：間伐や緑化など吸収源対策の強化

- 森林・林業・農産業分野